

平成27年国勢調査の概要及び調査票

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行っており、平成27年国勢調査はその20回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年及び15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年及び昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年及び22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年及び27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではありませんが、全国的な規模の人口調査を、昭和22年には臨時国勢調査を実施しています。また、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査を実施しています。

平成27年国勢調査の特徴

我が国では、現在、世界に類を見ない急速な高齢化の進行、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、人口構造の急激な変化を受けて、国内の社会経済運営は困難の度合いを増しており、我が国が引き続き豊かな社会経済であり続けるために取り組む必要のある課題が山積している状況です。

平成27年国勢調査は、人口減少社会における全数調査として、国レベルでも地域レベルでも国内人口の構造変化の実態を様々な角度から描き出し、信頼性の高い統計を提供することが求められています。特に、今回の調査では、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、(1)インターネット等を活用した調査の実施、(2)高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化に対応した調査方法、(3)東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態把握、(4)調査結果の公表早期化等の見直しを図っています。

調査結果は、少子高齢化対策、防災計画、地域創生などの重要課題に対する施策に活用されるとともに、国民共有の財産として、国民が国や地域の状況や課題を理解し分析できるよう、広く一般の利用に供されます。

調査の期日

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- 国勢調査令（昭和55年政令第98号）
- 国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）
- 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、以下の1、2を除く、本邦内に常住している全ての者について行いました。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

《注意点》

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは、その宿泊している施設

- ② 病院又は診療所に引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ③ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有するものはその生活の本拠、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- ④ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- ⑤ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

調査事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、合計17項目について調査しました。

今回の調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、10年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前にはどこに住んでいましたか」の2つの調査事項を追加しました。一方、簡易調査年ににおける記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除しました。

（世帯員に関する事項）

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 氏名 | 2 男女の別 |
| 3 出生の年月 | 4 世帯主との続柄 |
| 5 配偶の関係 | 6 国籍 |
| 7 現在の住居における居住期間 | 8 5年前の住居の所在地 |
| 9 就業状態 | 10 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業) |
| 11 仕事の種類（職業） | 12 従業上の地位 |
| 13 従業地又は通学地 | |

（世帯に関する事項）

- | | |
|---------|----------|
| 1 世帯の種類 | 2 世帯員の数 |
| 3 住居の種類 | 4 住宅の建て方 |

調査の方法

1 調査票

平成27年国勢調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りが可能で、1枚に4名分記入できる連記票のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』（27言語）及び施設等世帯補助電子調査票（Excel調査票）を使用しました。

2 国勢調査調査区設定

調査の実施に先立ち、平成26年10月1日現在で、平成27年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成しています。

3 調査の流れ

調査は、総務省（統計局）一都道府県一市区町村一国勢調査指導員一国勢調査員一世帯の流れにより行いました。

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者に業務委託した方が効率的に調査ができる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者に委託して実施することができるものとしました。

4 調査票の配布等

調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、平成27年9月10日から12日までの間、「インターネット回答の利用案内」を配布し、9月10日から20日までの間、インターネットによる回答を受け付けました。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、9月26日から30日までの間、調査票等を配布し、世帯は記入した調査票を国勢調査員への提出又は郵送で提出することにより、回答を行いました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査しました。

集計結果の公表

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、集計します。

調査結果は集計が完了した後、インターネットを利用する方法等により公表します。

なお、原則として、全ての統計表を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載します。